

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金
算定等規則の一部改正について

(諮問第 3 0 0 7 号)

<目 次>

- 1 報告書（案）
- 2 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担
金算定等規則の一部を改正する省令案
 - 概要
 - 新旧対照表
 - 読替表

平成21年3月31日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

ユニバーサルサービス委員会
主査 黒川 和美

報 告 書 (案)

平成21年1月29日付け諮問第3007号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案については、次のとおり修正した上で制定することが適当であると考えられる。
 - ・ 第17条及び第21条について文言の適正化を図ること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

(案)

「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部を改正する省令案」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 2 1 年 3 月 3 1 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正について

<p>意見1 補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大宗が、既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されているとともに事業者に過度の負担をかけないという観点から現実的な算定方法。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回の省令案における補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大宗が、現行省令において既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されているとともに事業者に過度の負担をかけないという観点から現実的な算定方法であると考えます。</p> <p>なお、今後も引き続き高コスト地域の加入電話を安定的に提供するためには、光IP電話に移行した回線数を加算する補正だけで十分かどうかを含め検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>—</p>
<p>意見2 IP補正実施の是非についての議論は十分に尽くされていないため、更なる議論を行ったうえで省令改正の妥当性を改めて判断すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>1 改正算定規則附則第8項について(アナログ加入者回線数の補正)</p> <p>省令改正案の前段の議論である、「ユニバーサルサービス制度の在り方」についての答申(案)(以下、「答申(案)」という。)に対する意見募集(平成20年10月28日公表)において、弊社共を含め複数の事業者が、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信業務原価のうち設備管理部門の原価について、光IP電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし算定すること(以下、「IP補正」という。)の実施に係る様々な問題点について指摘していますが、IP補正実施の是非についての議論は十分に尽くされていないものと考えます。</p> <p>従って、IP補正実施の是非について更なる議論を行ったうえで、省令改正の妥当性を改めて判断すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>情報通信審議会においては、十分に議論を尽くし、「光IP電話がまだユニバーサルサービスに位置づけられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光IP電話への移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要」があり、「加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である」との結論が、平成20年12月16日付同審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(以下「答申」という。)で示されているところである。</p> <p>今回の省令案は、答申を踏まえ、関係規定を整備するものであり、妥当であると考えます。</p>

2 ユニバーサルサービス制度の見直しについて

<p>意見3 そもそも変化の激しい電気通信市場において、加入電話網からIP網への移行という非常に大きな変化が本格化しつつある現状を踏まえ、新制度への早期移行を視野にいたした抜本的な見直し議論を早急に開始すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>2 附則第2項について(制度の見直し)</p> <p>答申(案)に対する弊社共意見(平成20年11月27日提出)でも述べたとおり、ユニバーサルサービス基金の補填方法については、制度の要否、及び基金の要否の検討がなされ、必要性が判断された後にはじめて検討すべきものと考えますが、現在に至るまで、この点について十分な議論がなされていません。このようにユニバーサルサービス制度の在り方について、十分な議論がなされていない状況において、IP補正のみを行い、現行制度を3年もの長期に渡り延長することは妥当ではないものと考えます。</p> <p>従って、そもそも変化の激しい電気通信市場において、加入電話網からIP網への移行という非常に大きな変化が本格化しつつある現状を踏まえ、新制度への早期移行を視野にいたした抜本的な見直し議論を早急に開始すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>答申においては、「見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討することが必要である」とされており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。</p>
<p>意見4 NTT東・西がPSTNの移行に関する情報を明らかにしていない以上、加入電話回線数の減少に伴う補正の必要性や、その額についての妥当性を第三者が判断することは不可能であり、補正の是非について関係者間で改めてコンセンサスを得ることが必要。</p> <p>NTT東・西に、2010年を待たずにPSTNの移行計画を開示させ、次期ユニバ制度の在り方を含めた接続ルールの在り方の総合的な見直しに早急に着手すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>審議会答申案に対する当社意見書でも述べたとおり、NTT東・西がPSTNの移行に関する情報を明らかにしていない以上、加入電話回線数の減少に伴う補正の必要性や、その額についての妥当性を第三者が判断することは不可能な状況です。また、コスト算定方法を補正する際に、想定した番号単価が水準に留まらなかったこと等を理由に翌年さらに再補正されるようなことがあっては、制度の安定性・信頼性を損ないかねないため、補てん額の多寡に関係なく、補正の是非について関係者間で改めてコンセンサスを得ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、今回の措置は平成21年度から23年度までの3年間の暫定措置とされていますが、加入</p>	<p>IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しについて、その必要性や補てん対象額の試算結果等を勘案して検討がなされ、「加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である」との結論が答申において示されているところである。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の次期見直しに当たっては、ご指摘のとおり、PSTNから光IP電話への具体的移行展望等の課</p>

電話回線数の継続的な減少という問題は、PSTNの移行期間中は解消するものではありません。いつまで補正を行うのか不明なまま制度を運用し続けることは、国民の利益に反するため、NTT東・西に、2010年を待たずにPSTNの移行計画を開示させ、次期ユニバ制度の在り方を含めた接続ルールの在り方の総合的な見直しに早急に着手すべきです。

【KDDI株式会社】

題整理が必要であり、NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案について

I 改正の背景

平成 20 年 12 月 16 日付け情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(情通審第 43 号。以下「答申」という。)において IP 化の進展に伴う加入電話の補てん対象額の減少への平成 21～23 年度の間に対応策として示されたコスト算定方法上の補正(制度稼働時以降、加入電話から光 IP 電話(OABJ-IP 電話)へ移行した回線数を加入者回線数に加算)を実施するため、所要の規定整備を行うものである。

(コスト算定方法上の補正)

1. 加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正
2. 加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正

II 改正の概要

1. 加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正

(☞ 第 18 条に規定する総務大臣通知)

基礎的電気通信役務原価の算定は、適格電気通信事業者が設備管理部門と設備利用部門ごとに行う。設備管理部門の原価は、長期増分費用方式により資産及び費用を整理した結果を基礎に、第 18 条に規定する総務大臣が通知する手順により、設備利用部門の原価は、前年度に実際に要した設備利用部門の原価を基礎に、第 19 条の規定に基づき別表第 10 により、それぞれ基礎的電気通信役務ごとに算定することとしている。

したがって、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価のうち設備管理部門の原価について、光 IP 電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし算定することについて、第 18 条の規定に基づき、通知することとする。

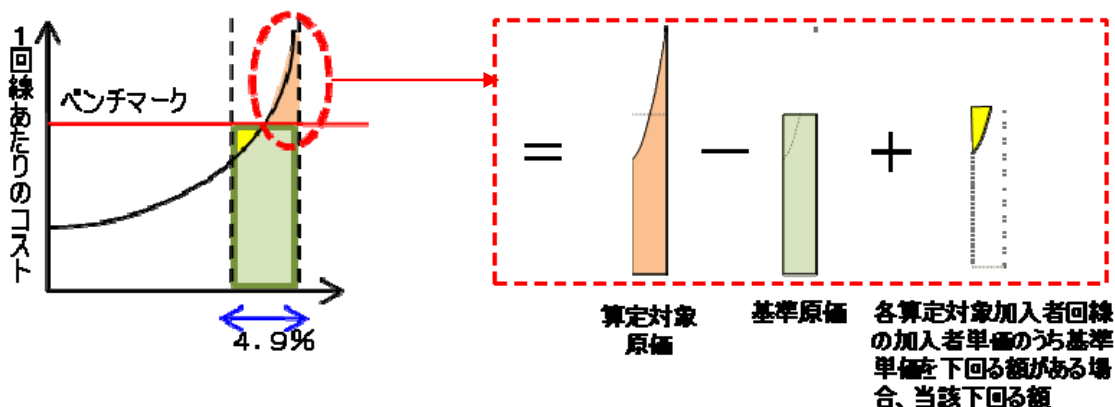
2. 加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正

(☞改正算定規則附則第8項:第5条第1項第1号の読替え)

加入電話の補てん対象額の算定方法について、次のとおり、光IP電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし、算定を行うこととする。

(加入電話の補てん対象額の算定方法)

- ① アナログ加入者回線の数の補正を行い計算した加入者回線単価により高コスト地域(4.9%地域)を特定し、アナログ加入者回線の数の補正を行い算定対象原価を計算。
- ② アナログ加入者回線の数の補正を行い基準単価(ベンチマーク)と基準原価を計算。
- ③ ①の算定対象原価と②の基準原価の差額をとり、基準単価を下回る額がある場合は加算する。



3. 交付金の額を算定するための資料として、適格電気通信事業者が支援機関へ届け出る事項等の追加

交付金の額は、適格電気通信事業者ごとに、加入電話の補てん対象額、緊急通報(加入電話に係るもの)の補てん対象額及び第一種公衆電話に係る補てん対象額を合算し、当該合算額から当該適格電気通信事業者の算定自己負担額(適格電気通信事業者自身が接続電気通信事業者等として負担する額)を控除して算定する。

電気通信事業法第109条第2項では、適格電気通信事業者に対し、当該交付金の額を算定するための資料として、原価及び収益の額等を支援機関へ届け出ることを義務付けており、当該届け出る事項等について、追加を行うこととする。

加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる「アナログ加入者回線」及び「加入者回線単価」を追加 （☞改正算定規則附則第9項）

交付金の額を算定するための資料として、適格電気通信事業者が支援機関へ届け出る事項として第7条で規定されている事項に、加入電話の補てん対象額の算定に必要となる事項の追加を行うこととする。

4. 制度の見直し

施行後3年後を目途とした見直し規定を置く。 （☞附則第2項）

5. その他

その他文言の適正化を図る。

（☞改正算定規則第2条第4号、第15条第2項第5号、
第17条、第21条、別表第1）

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案について

<参考資料>

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」 答申の概略

2009～2011年度(H21～H23年度)のユニバーサルサービス制度の見直しについて

ユニバーサルサービスの範囲

- 現在のユニバーサルサービスの範囲である「加入電話」、「公衆電話」、「緊急通報」の今後の扱い
- 急速に普及が進む「光IP電話」、「携帯電話」の取り扱い



- 「加入電話」、「公衆電話」、「緊急通報」は、引き続きユニバーサルサービスの範囲とするのが適当。
- 「光IP電話」、「携帯電話」は、費用面、利用実態等の点から、ユニバーサルサービスの範囲とすることは困難。次期見直しに向けて、料金水準、利用動向等に注視。

コストの算定・負担方法

- 平成19年度のコスト算定方法の見直しにおいて、利用者負担の抑制の観点から、当面の間の措置として適用された、現行のコスト算定方式(※)の継続の要否

※ベンチマーク水準を「全国平均費用」から「全国平均費用+標準偏差の2倍」に変更するとともに、NTSコストの一部を接続料原価に段階的に参入

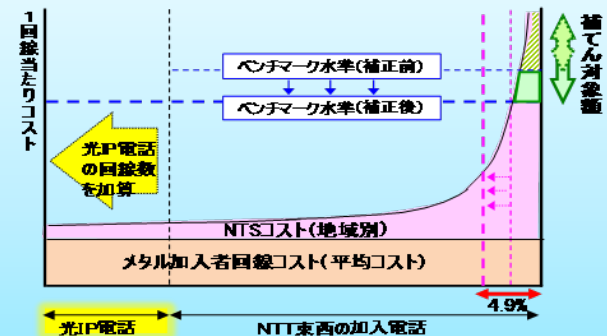


- ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来の在り方であるが、利用者転嫁が続く状況においては、現行方式が最も適切。

- IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し(光IP電話への移行に伴うベンチマークの上昇による補てん対象額の減少への対応)



- 加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当。



2010年代初頭以降におけるユニバーサルサービス制度の在り方(課題整理)について

- 平成24年度以降を対象とする次期の制度見直しに資する、光IP電話、携帯電話等の普及状況を踏まえた制度の方向性・課題の整理



- 2010年代初頭以降の制度の在り方について、PSTNからIP網への移行段階に着目し、「2010年代初頭以降(第1期)」と「2010年代初頭以降(第2期)」の2つの段階に分け、課題を整理。

ユニバーサルサービス制度の在り方について（平成20年12月16日答申）

第1章 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度

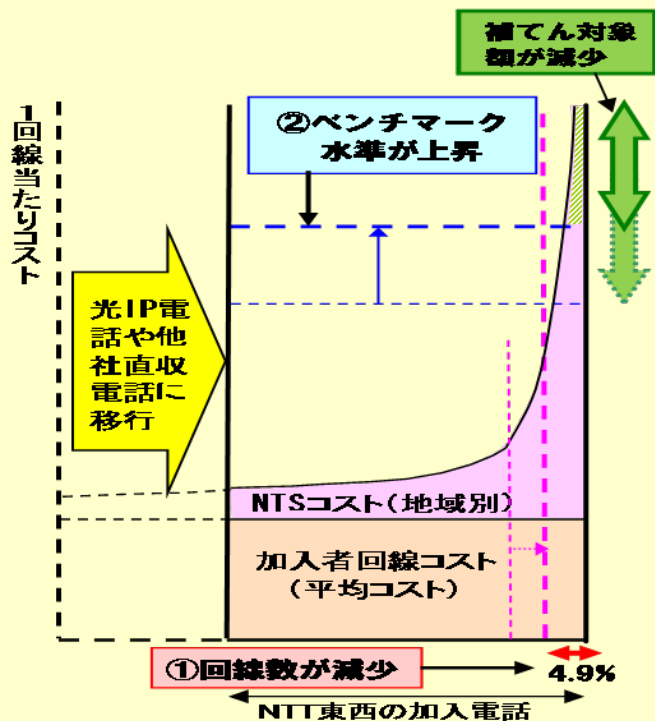
第2節 コストの算定・負担方法

オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し

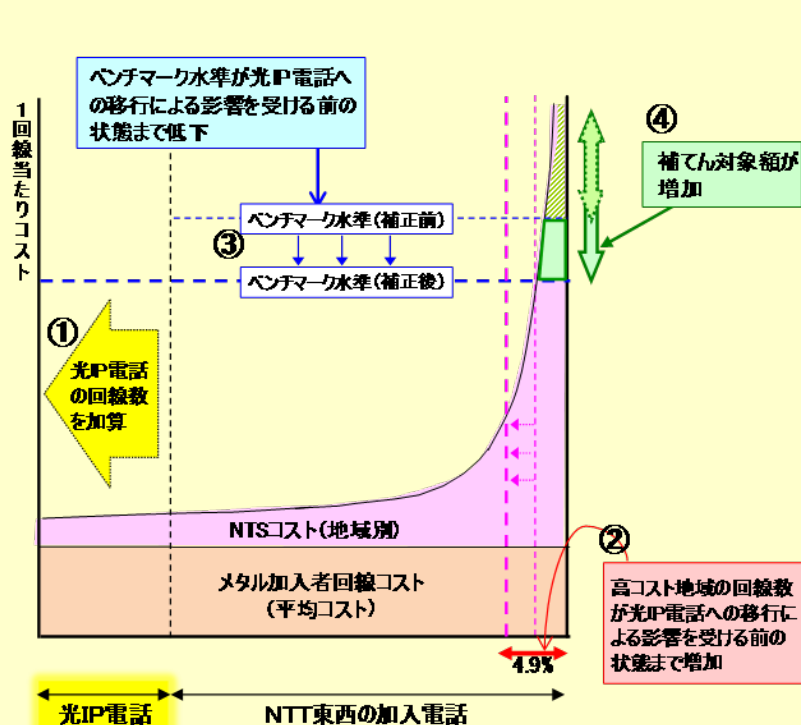
(ウ) IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正の考え方

以上のことから、IP化の進展に伴い発生する課題への対応としては、メタル加入者回線コストに関する補正は行わず、従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、次期の状況も見据えた補正方法であり、また、IP化の進展に対する中立性も確保し、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である。


【加入電話回線数の減少に伴う影響】



【コスト算定方法の補正方法】



加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正を行う場合の 補てん対象額等の試算結果

	H21年度 ※1	H22年度 ※1	H23年度 ※1
補てん対象額（補正前）※2	130～140 億円	100～120億円	70～80億円
【参考】番号単価 ※3	8円程度	7円程度	5～6円程度
			
補てん対象額（補正後）※4	140～150億円	110～120億円	80～90億円
【参考】番号単価 ※3	8円程度	7円程度	6円程度

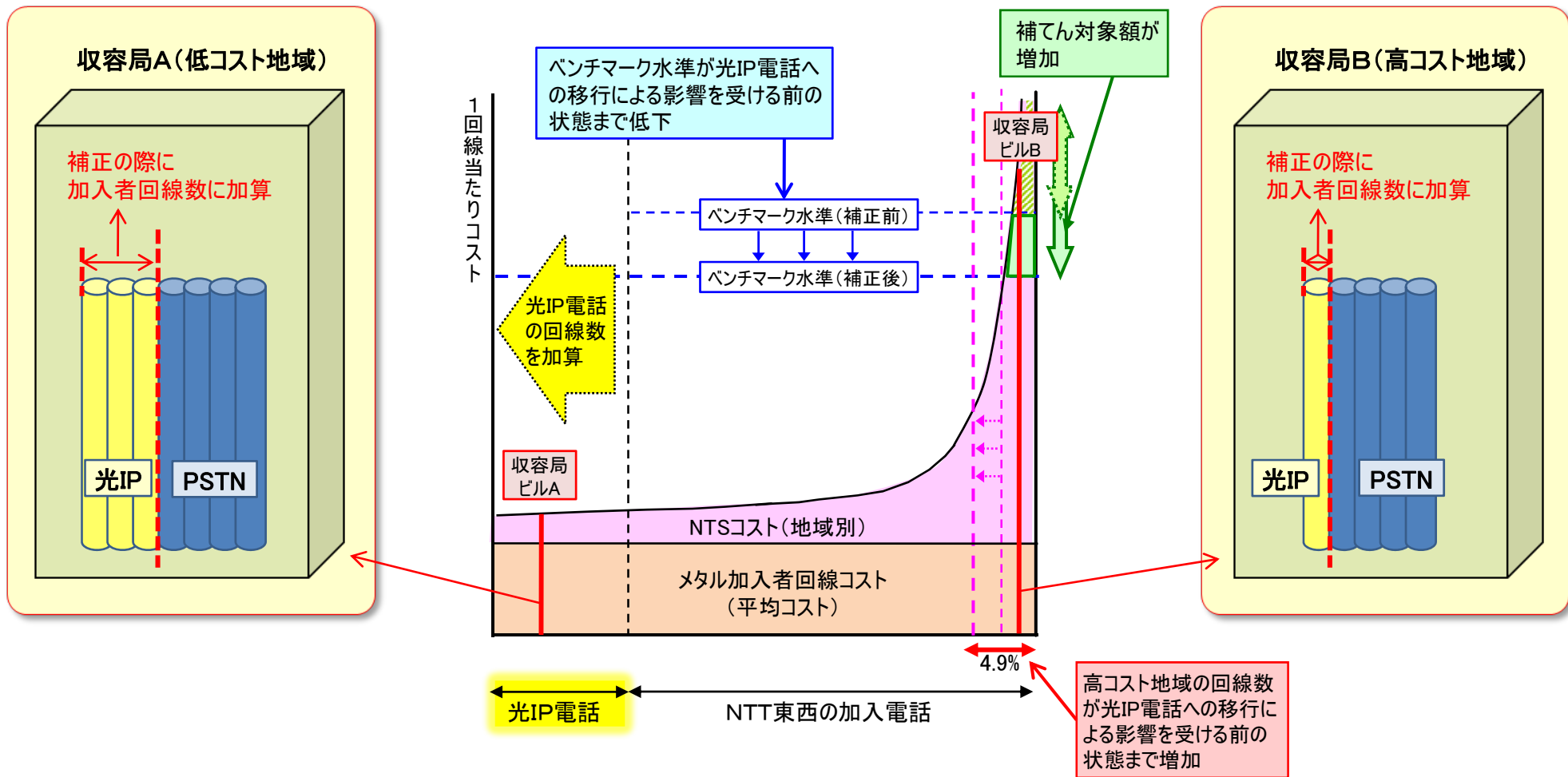
※1 認可年度。

※2 需要のトレンドは、回線数：年▲7%・トラヒック：年▲10%、回線数：年▲12%・トラヒック：年▲15%の2パターンを試算。平成19年度認可ベースのコストを基に、それぞれの算定方法により補てん対象額を算定し、回線数変動による補てん対象額変動及びNTSコスト付け替えによる補てん対象額変動を加味して試算。

※3 番号単価の試算に当たっては、公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。また、電気通信番号の総数は平成20年4月末の数値を使用。

※4 平成17年度末以降に加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正を行った場合の加入電話の補てん対象額について試算。

○ 回線数補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正)を行う際には、低コスト地域、高コスト地域に関わらず、**收容局ごと**に行う。



《東日本電信電話株式会社(以下「NTT東」という。)の補正回線数の算定方法》 [注:西日本電信電話株式会社(以下「NTT西」という。)の補正回線数についても同様に算定]

光IP電話(OABJ-IP電話)へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数は、光IP電話利用数の純増数から算定。具体的な算定手順は以下のとおり。

[手順1] NTT東以外の電気通信事業者(以下「他社」という。)の光IP電話利用数の純増数を算定

$$\begin{aligned}
 & \text{各年度末のNTT東西以外の事業者の光IP電話利用数} \times \frac{\text{各年度末のNTT東エリア内の全事業者のFTTH契約数} - \text{各年度末のNTT東エリア内のNTT東のFTTH契約数}}{\text{各年度末の全国の全事業者のFTTH契約数} - \text{各年度末のNTT東西のFTTH契約数}} = \text{各年度末のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数} \xrightarrow{\text{※各年度の純増数を算定}} \text{各年度のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数の純増数}
 \end{aligned}$$

※NTT東西:東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。 ※NTT東エリア:NTT東の業務区域の範囲をいう。

[手順2] 光IP電話利用数の純増数のうち加入電話からの移行相当分を算定

$$\left(\begin{array}{l} \text{各年度のNTT東の光IP電話利用数の純増数} \\ + \\ \text{各年度のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数の純増数} \end{array} \right) \times \frac{\text{各年度期首の加入電話回線数(各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}}{\text{各年度期首の固定電話回線数(加入電話+ISDN)(各年度のNTT東の光提供エリアのみを対象)}} = \text{各年度のNTT東エリア内の光IP電話利用数の純増数【各年度の加入電話からの移行相当】}$$

※NTT東の光提供エリアは、Bフレッツ芯線数が存在する収容局とする。

[手順3] 光IP電話利用数の純増数(加入電話からの移行相当分)を収容局別に分計

$$\begin{aligned}
 & \text{各年度のNTT東エリアの光IP電話利用数の純増数} \times \frac{\text{各年度の収容局別の加入電話回線純減数(各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}}{\text{各年度の加入電話回線純減数(各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}} = \text{各年度のNTT東エリア内の収容局別の光IP電話利用数の純増数} \xrightarrow{\text{※認可申請対象年度まで各年度の純増数を累計}} \text{認可申請対象年度におけるNTT東エリア内の収容局別の補正回線数}
 \end{aligned}$$

【参考】NTT東西以外のデータの把握方法等について

データの内容	把握方法	把握時期
各年度末の他社の光IP電話利用数	総務省公表の「電気通信サービスの加入契約数等の状況」により把握(※千番号単位)	毎年5月末頃
各年度末のNTT東エリア内の全事業者のFTTH契約数	総務省公表の「ブロードバンドサービスの契約数等」により把握	毎年6月中旬頃
各年度末の全国の全事業者のFTTH契約数		

	2009年 1月	2月	3月	4月
電気通信 事業部会等	<p>29 ▲ 諮問</p> <p>30 ▲ 意見公募開始</p>		<p>2 ▲ 意見公募締切</p> <p>12 ▲ ユニバーサルサービス委員会</p> <p>31 ▲ 答申</p>	

※上記日程は、審議状況等により変動がありうる。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 算定対象原価 すべてのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「全算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を算じたものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五・六 略</p> <p>（設備管理部門の資産及び費用の整理）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 算定対象原価 すべてのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「全算算定対象加入者回線」という。）に係る回線単価を算じたものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>五・六 略</p> <p>（設備管理部門の資産及び費用の整理）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通</p>

信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

一〜四 (略)

五 第十三条第二項の規定により記録された通信量等及び施行規則第四十条の四の二第一項の規定により通知された通信回線を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

3・4 (略)

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条 第十二条及び第十三条の規定 (第十一条第二項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。) は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第二項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務 (御電気通信役務を含む。以下同じ。) に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第一項、第三項及び第五項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十二条第五項の機能に係るものにあつては別表第二様式第一の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を

信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

一〜四 (略)

五 第十三条第二項の規定により記録された通信量等及び前条第二項の規定により通知された通信量等を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

3・4 (略)

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十一条から第十三条までの規定 (第十一条第二項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。) は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第二項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務 (御電気通信役務を含む。以下同じ。) に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第一項、第三項及び第五項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十二条第五項の機能に係るものにあつては別表第二様式第一の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎と

基礎として算定された額とする」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条 接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定（第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るシートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るシートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

して算定された額とする」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条 接続料規則第十一条から第十三条までの規定（第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るシートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るシートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

十二 条第二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第三項及び第三項中「対象設備等」とあるのは「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第三項中「法第二十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第一の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備利用部門」と、同条第五項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条に規定する設備利用費」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

附則

1～7 (略)

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)
(略)

二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第三項及び第三項中「対象設備等」とあるのは「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第三項中「法第二十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第一の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備利用部門」と、同条第五項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条に規定する設備利用費」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

附則

1～7 (略)

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)
(略)

第五條第二項第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第二項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	平均原価	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価
	各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線の加入者回線単価
	平均単価	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価

9. 前項の場合において、適格電気通信事業者は、第七條第一号の届出をするときは、併せて、第五條第二項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。」

第五條第二項第一号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価

<p>10 (略)</p> <p>の場合、適格電気通信事業者は、第六條第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて提出しなければならない。</p>	<p>91 (略)</p>
---	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（別表部分）

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案					現行						
別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表 適格電気通信事業者名					別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表 適格電気通信事業者名						
年度分 （単位 円）					年度分 （単位 円）						
		収益の額	設備管理部門の 基礎的電気通信 役務原価	設備利用部門の 基礎的電気通信 役務原価	基礎的電気通信 役務原価			収益の額	設備管理部門の 基礎的電気通信 役務原価	設備利用部門の 基礎的電気通信 役務原価	基礎的電気通信 役務原価
1 施行規則第 14条第1号に 掲げるもの	(1) 同号イに掲 げるもの					1 施行規則第 14条第1号に 掲げるもの	(1) 同号イに掲 げるもの				
	(2) 同号ロに掲 げるもの						(2) 同号ロに掲 げるもの				
	(3) 同号ハに掲 げるもの						(3) 同号ハに掲 げるもの				
	小 計						小 計				
2 施行規則第 14条第2号に 掲げるもの	(1) 同号イに掲 げるもの					2 施行規則第 14条第2号に 掲げるもの	(1) 同号イに掲 げるもの				
	(2) 同号ロに掲 げるもの						(2) 同号ロに掲 げるもの				
	(3) 同号ハに掲 げるもの						(3) 同号ハに掲 げるもの				
	小 計						小 計				
合 計						合 計					
<p>注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。</p> <p>2 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、<u>施行規則第40条の3又は第40条の5</u>の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。</p>					<p>注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。</p> <p>2 収益の額は、<u>施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3</u>の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。</p>						

- 3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。
- 4 接続料規則第11条、第12条及び第13条の規定（第11条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。）は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第11条第1項中「第4条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）に係る他人資本費用」と、「第4条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第2項及び第5項、第12条第1項並びに第13条第1項中「第4条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と、同令第11条第2項及び第3項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第3項中「法第33条第5項の機能に係るものにあつては別表第3様式第2の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第4項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第5項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第12条第1項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。
- 5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に掲げる第一種公衆電話機の一台中当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。

- 3 2の施行規則第40条の3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。
- 4 接続料規則第11条から第13条までの規定（第11条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。）は、3における施行規則第40条の3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第11条第1項中「第4条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）に係る他人資本費用」と、「第4条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第2項及び第5項、第12条第1項並びに第13条第1項中「第4条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と、同令第11条第2項及び第3項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第3項中「法第33条第5項の機能に係るものにあつては別表第3様式第2の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第4項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第5項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第12条第1項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。
- 5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に掲げる第一種公衆電話機の一台中当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案読替表

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は読替部分。）

読替後	読替前
<p>（交付金の額の算定方法等）</p> <p>第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。</p> <p>一 <u>平成十八年四月一日以降 I P 電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価が平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価を上回る場合の当該上回る額（平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平成十八年四月一日以降 I P 電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>（交付金の額の算定方法等）</p> <p>第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。</p> <p>一 <u>算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p>